

中学生の保護者の皆様へ

あなたのお子さんは大丈夫？

～ネットトラブル防止のために保護者ができること～



今日、携帯電話をはじめとした通信機器からのメールによる誹謗中傷の書き込みなどのトラブルや犯罪が社会的な問題となっています。宮崎県内においても、年々中学生の使用率が増加し、実際に同様の事案が発生しています。携帯電話に限らず、自宅のパソコンやタブレット、iPod、通信対戦用のゲーム機器などからもインターネットへの接続やメールは可能です。また、保護者が所有する携帯電話を使ってメールをやりとりする生徒も増えています。

これからも、インターネットは生活に欠かすことができないものです。このようなトラブルから生徒を守るためには、保護者もインターネットの特徴を理解し、一緒に使用しながら子どもたちに正しい使い方の能力を身に付けさせ、見守っていくことが大切です。

このようなトラブルが起っています

メールや掲示板でのトラブル

差出人が分からない相手から、「死ね」「消えろ」などのメールが大量に送りつけられたり、掲示板に実名をあげて、「〇〇きもい」などと書き込まれたりした。

「なりすまし」によるトラブル

子どもになりすました大人とゲームサイトの掲示板で知り合い、仲良くなった後に、裸の写真を送るよう強要された。

ゲームサイトなどでの課金トラブル

無料で遊べるゲームサイトで、ゲームで使うアイテムが有料であることを知らずに繰り返しアイテムを購入し、翌月に多額の使用料が請求された。

情報発信によるトラブル

ふざけ半分で投稿したつぶやきや動画などがインターネット上で問題があると多くの人に避難され、投稿者捜しの結果、自分や家族の名前、顔写真などが公開された。

このような事件が起っています（罪に問われます）

名誉棄損とされた事件

生徒が同級生の実名をあげて「うちの中学校に援交した女がいます。〇〇ちゃん」などの電子メールを友人に送信し、名誉毀損で書類送検された。

脅迫とされた事件

生徒が、学校裏サイトに同級生の実名をあげ「殺す」と書き込み、脅迫罪で逮捕された。

威力業務妨害とされた事件

生徒が、掲示板に在学している学校名を挙げて「明日、学校を爆破する」と書き込み、威力業務妨害罪で書類送検された。

児童買春・児童ポルノ禁止法違反とされた事件

生徒が、同級生の裸の体を携帯電話のカメラで撮影し、その画像を友達に送信して、児童買春・児童ポルノ禁止法違反で書類送検された。

子どもたちを守るために保護者としてできること

インターネットによるトラブルから、子どもたちを守るためには、保護者自身がインターネット上に有害な情報があることや、トラブルに巻き込まれるなどの危険性があることを認識し、子どもが使用するスマートフォンやパソコンにフィルタリング機能を設定するとともに、インターネットの利用について親子で話し合い、家族でルールづくりを行うなど、保護者が子どものインターネットの利用について関心を持ち、注意深く見守っていくことが大切です。

親子で話し合い、家庭内のルールづくりを！

インターネットの利用に関する判断基準は、子どもの成長に伴って変わっていくため、保護者は子どもの様子を見ながら、インターネットの利用について、親子で話し合い、ルールを決めて、しっかり見守ることが大切です。

利用するネット機器にはフィルタリングを！

インターネットの有害なページの閲覧をブロックする仕組みが「フィルタリング」です。現在、「青少年インターネット環境整備法」という法律により、18歳未満の子どものために携帯電話やスマホを購入する場合には、携帯電話事業者等に未成年者が利用することを申し出た上で、フィルタリングを利用するよう義務づけられています。また、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーなど、インターネットを利用できる機器では、「ペアレンタルコントロール」機能を利用して、フィルタリングを活用するようにしましょう。

家庭での利用ルール（例）

- 1 どんなときに使う
 - 食事中は使わない。
 - お風呂に持ち込まない。
 - 夜〇時を過ぎたら利用しない。
 - 1日〇分以上使わない。
 - 家で使うときはリビングで使う。
- 2 何のために使う
 - 自分の個人情報は書き込まない。
 - 相手を誹謗中傷する内容は書き込まない。
 - 知らない人からメールがきたら保護者に報告する。
- 3 使うための約束
 - 明細で料金を確認する。
 - 料金が〇〇〇円を超えた翌月は利用できない。
 - 着メロ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録やダウンロードをしない。

このような場合は？

Q ある掲示板に、私の名前・住所・生年月日を書き込まれて困っています。このような書き込みの削除依頼方法について、教えてください。

A 氏名・住所などを掲示板において無断で公開することは、プライバシーを侵害する違法な行為です（裁判例もあります）。したがって、掲示板の管理人のメールアドレスが分かれば、そのアドレスに対して、問題の書き込みを特定した上、その書き込みのどの部分が、どのように問題かを指摘して（設例の場合ですと、氏名・住所の公開はプライバシーを侵害すること。名誉毀損的な表現であれば、どのような表現が、どのように名誉を毀損するか）、書き込みの削除を依頼してください。常識的な掲示板の管理者であれば、それなりの対応をしてくれると思われます。

困ったら、小さなことでも気軽に相談しましょう。

●警察庁

「インターネット安全・安心相談」

<https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html>

●県警察本部サイバー犯罪対策課 Tel 0985-31-0110

●県教育委員会

「ふれあいコール」

Tel 0985-38-7654

「県教育庁人権同和教育課 生徒指導・安全担当」

Tel 0985-26-7238

「ひなた子どもネット相談」

<http://hinatakodomo.miyazaki-c.ed.jp/>

QR コード



情報モラル関連サイト

●(財) コンピュータ教育開発センター

「ネット社会の歩き方」

<http://www.cec.or.jp/net-walk/>

●警察庁

「サイバー犯罪対策 情報セキュリティー対策ビデオ」

<https://youtu.be/NWRum25NhFg>

「キッズ・パトロール」(小学生向け)

https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/about_mpd/shokai/pipo/kidz/index.html

●独立行政法人 情報処理推進機構

「映像で知る情報セキュリティー対策」(中高生向け)

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/>

●スマホにひそむ危険

「疑似体験アプリ」

<https://www.daj.jp/cs/sp/app>